

Title	政策決定過程におけるマスメディアの機能： イージス艦派遣をめぐる議論における新聞報道の影響
Sub Title	
Author	草野, 厚(Kusano, Atsushi) 近藤, 匡(Kondō, Masashi)
Publisher	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
Publication year	2004
Jtitle	総合政策学ワーキングペーパーシリーズ (Policy and governance working paper series). No.41
JaLC DOI	
Abstract	本研究は、政治とメディアの関係について、安全保障政策の決定過程を事例として、総合政策学的方法論を検討するものである。具体的に言うと、本稿では、安全保障政策決定に関わる問題を、新聞各紙がどのような姿勢で報道したのかを分析し、政策決定過程に関わるアクターに新聞報道がどのように影響したかを明らかにした。また、政策決定過程における新聞報道の機能についても考察した。事例としては、2001年9月から同年11月にかけて政治的問題として議論された、テロ特措法によるイージス艦派遣が見送られた政策決定過程について取り上げた。本事例を分析した結果、マスメディアが政策決定者に直接影響を与えていること、及び、問題の経過とともにマスメディアの機能が変化していることが明らかとなった。
Notes	21世紀COEプログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA76859882-00000041-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

政策決定過程におけるマスメディアの機能

—イージス艦派遣をめぐる議論における新聞報道の影響—

草野 厚*・近藤 匡**

2004年5月

21世紀COEプログラム

「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

* 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科／総合政策学部 (bobby@sfc.keio.ac.jp)

** 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科修士課程 (mkjmsdf@sfc.keio.ac.jp)

政策決定過程におけるマスメディアの機能 イージス艦派遣をめぐる議論における新聞報道の影響

草野 厚・近藤 匡

【概要】

本研究は、政治とメディアの関係について、安全保障政策の決定過程を事例として、総合政策学的方法論を検討するものである。具体的に言うと、本稿では、安全保障政策決定に関わる問題を、新聞各紙がどのような姿勢で報道したのかを分析し、政策決定過程に関わるアクターに新聞報道がどのように影響したかを明らかにした。また、政策決定過程における新聞報道の機能についても考察した。事例としては、2001年9月から同年11月にかけて政治的問題として議論された、テロ特措法によるイージス艦派遣が見送られた政策決定過程について取り上げた。本事例を分析した結果、マスメディアが政策決定者に直接影響を与えていること、及び、問題の経過とともにマスメディアの機能が変化していることが明らかとなった。

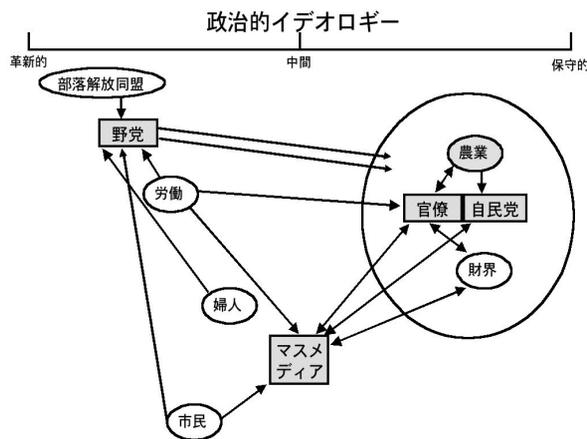
キーワード：政策決定過程、マスメディア、新聞報道、イージス艦派遣、議題設定機

はじめに

本研究は、政治とメディアの関係について、総合政策学的方法論から接近を試みるものである。ここで「総合」という場合、第1に、政治学とメディアという既存の学問領域にまたがる理解を総合的に活用することであり、第2に、政策に関連するアクターを政策決定者だけでなく国民と世論に影響を与えるメディアまで全体的に捉えることである。

これまでの政治とマスメディアの関係に関する研究は、政治家や官僚（政策決定者）と有権者（世論）の間にマスメディアがどのような影響を与えているかが主な研究であった。先行研究の一つであるメディア多元主義モデルにおけるマスメディアの位置付けは、図1に示すように、政府・与党と野党等の集団から独立した中間的な位置に存在している。ここでマスメディアは、従来の政治システムに対し新しい形の多元主義を注入しているりとされている。従って、マスメディアの報道が、政策決定者の外側のアクター（図1の自民党、官僚以外のアクター）、即ち世論に対し、どのように影響するのかということが主要な研究対象であった。しかし、社会の変化の中で、世論・透明性・情報といった

図1 メディア多元主義モデル



出所：蒲島（1990）、p.21

視点が重視されるようになり、直接的に政策決定に関わるアクターに加えて、政策決定者と国民とに多大な影響を及ぼすメディアの重要性が増している。また、米国の研究者の調査結果として、政策決定者がマスメディアの報道に対し、一般公衆以上に敏感に反応する傾向がある研究を紹介している²⁾論文もある。これらを考慮すると、メディア多元主義モデルにおいて、一体として考えられている政策決定者間（官僚と自民党間）に対するマスメディアの影響も考慮することが必要になる。

1) 蒲島郁夫（1990）20～22頁

2) 竹内俊郎（1990）90～91頁

ところで、安全保障に関わる政策については、事ある毎に新聞をはじめとするマスメディアによって報道されてきた。最近では、米国同時多発テロ発生後のアフガニスタン情勢や、大量破壊兵器開発疑惑のために生じたイラク戦争、そして、イラクの戦後復興について、連日、何らかの報道がされている。また、同時多発テロ発生以前で記憶に新しいところでは、日米安保新ガイドラインに伴う周辺事態法における議論や国連平和維持活動法における議論などが大きな問題として報道された。このようなマスメディアの報道は、安全保障政策の決定に何らかの影響を及ぼしていると考えられる。例えば、国連平和協力法案が廃案になった際には、マスメディアの報道が影響しているという指摘もある³⁾。安全保障政策に関する報道の内容について考えると、これまでの事例において報道された議論で共通するところは、自衛隊の派遣とその活動が日本国憲法第9条に沿っているか否かというところに集中していた。特に、海外派遣される自衛官の持つ装備やそれを使用する権限について、幾度となく議論が繰り返されている。本稿で取り上げるテロ特措法に関する議論の中でも、これまでと同様に武器使用の権限や自衛隊の活動内容、いわゆる軍事力の行使が憲法に抵触しているかどうかについても議論された。しかし、これとは別に、イージス艦は非常に高い情報収集・処理能力を持つが故に、実力行使ではない現場での情報共有という新たな問題が政策過程において議論された。

本稿では、安全保障に関わる議論として目新しい論点である、情報の共有と集団的自衛権の関係が取り糺されたイージス艦派遣見送りに至った事例を用いて、新聞各紙がどのような姿勢でこの問題を報道したのかを分析し、イージス艦派遣見送り決定に関わるアクターに、新聞報道がどのように影響したかということ明らかにする。そして、政策決定過程における新聞報道の機能について考察し、政治学とメディアについての総合政策学的方法論を検討していく。

1 イージス艦派遣に関する議論の概要

2001年9月11日に米国同時多発テロが発生し、ブッシュ大統領は、米国に対するテロであるという認識を持ち、これを戦争行為であるとの声明を発表した。米国は、比較的早い時点で、犯人グループは、サウジアラビア人のウサマ・ビン・ラディンが率いる国際テロ組織アル・カーイダであると断定した。そのため、米国はアル・カーイダの主要メンバーを匿っているとされていたアフガニスタンのタリバン政権に対し、メンバーの引き渡しを要求したが、タリバン側はこれを受け入れなかった。その結果、同年10月7日に米国は、「テロとの戦争」としてアフガニスタンに対する空爆を開始した。

日本の対応を見ると、小泉首相が9月12日に安全保障会議において、6項目の対処方針を決定し、米国に対する必要な援助協力を表明した。この時点で認識されていた問題は、自衛隊に米国関連施設(具体的には米軍基地)の警備を行わせるか否かであった。米国が報復としてアフガニスタンに対する軍事行動を選択することが明らかになるにつれ、米国の軍事行動に対し、日本政府としてどのように支援するかが問題となってきた。しかし、遠方で行われる米国の武力行使を具体的に支援する方法

3) 伊藤陽一(1997)によるとマスメディアが反対論の空気を醸成するのに貢献し政策決定に影響を与えたと分析している。

は、これまで想定されていなかった。そのため、日本として何を支援するか、また、どのような法律の枠組みで行うのかが検討され始めた。9月17日、小泉首相は米国の報復軍事行動に対する支援の範囲を後方支援とし、周辺事態法の適用は無理との判断から、新規立法によって実施することを決定した。それを受け、防衛庁は事前の情報収集目的で、イージス艦を含む護衛艦をインド洋へ派遣することを検討し始めた。

9月19日、小泉首相は、テロ対策関係閣僚会議を開催し、当面の支援策である7項目を決定した。これは、「(1) 米軍等への医療、輸送・補給などを目的に自衛隊を派遣するために所要措置を講じる、(2) 国内の米軍施設や、わが国の重要施設の警備強化、(3) 情報収集のため自衛隊艦艇の派遣、(4) 出入国管理で国際的な情報交換の強化、(5) パキスタンやインドへの緊急経済支援、(6) 自衛隊による人道支援の可能性も含めた避難民支援、(7) 経済システムの混乱を生じさせないための各国との協調」⁴⁾から成り、日本政府が積極的に米国を支援する姿勢を表明したものである。マスコミは、この支援策の具体的内容としてイージス艦派遣を大きく報じたが、政府は具体的な内容について明らかにしなかった。

小泉首相は、日米首脳会談で後方支援新法の成立を米国政府に対して公約し外交的な後押しを得ていた。また、野党民主党も基本的な考え方は一致していたので、政府は早期に新法を成立させる見通しを持っていた。

10月を目前に控え、徐々に新法の内容が明らかになるにつれ、国会事前承認、武器輸送やイージス艦の派遣が争点化しはじめ、政府、与党、野党にすれ違いが見え始めてきた。そのような状況であったにもかかわらず、政府は十分に与党との調整を行わないまま、9月30日に後方支援法案の最終案を固めた。

10月5日、後方支援法案が政府から提出され、衆議院にテロ対策法案特別委員会が設置されることが正式に決定された。10月7日には、米軍によるアフガニスタン空爆が開始され、政府はこれに対し支持を表明し、法案を可能な限り早期に成立することを明確にした。しかし、国会承認の手続きについて野党民主党と調整がつかないまま、10月16日、衆議院特別委員会において与党のみの賛成で新法案を可決した。その後、10月18日に衆議院本会議で与党3党の賛成多数で可決され、引き続き、10月29日に参議院本会議においても与党3党の賛成多数で可決されたことによりテロ特措法は成立した。この法案の審議中にイージス艦が集団的自衛権に関わる政治問題として顕在化したが、政府はこれを合憲であるとの判断から、イージス艦を派遣する方向で調整を続けていた。10月30日、政府は11月中旬の閣議決定を目標として、具体的な活動内容を定める基本計画作成に着手し、11月中旬に、インド洋に自衛隊艦船の第1陣を派遣する方針を決定した。また、同時に事前調査を目的とした護衛艦派遣を決定したが、与党内の影響を配慮し、11月9日にイージス艦を除く艦船を先遣隊として派遣した。その後、本隊としてイージス艦を派遣するための調整を続けたが、与党内の調整がつか

4) 首相官邸 HP (<http://www.kantei.go.jp/koizumispeech/2001/0919sourikaiken.html>) から抜粋

5) 山本草二 (1994) 736 頁

ず、11月19日、政治問題化したイージス艦のインド洋への派遣は見送られ、ヘリコプター搭載護衛艦が派遣されることが決定した。

ここで、問題となったイージス艦と集団的自衛権の関係について、若干の説明をしておく。集団的自衛権とは国連憲章が制定された際に導入された概念で、「一国に対する武力攻撃について、直接に攻撃を受けていない他国も共同して反撃に加わるための法的根拠」⁵⁾である。日本では、「集団的自衛権の行使というのは、自国が攻撃されていないにもかかわらず、他国のために、他国を助けるという目的で武力を行使するということであり、情報交換のようなものは一般的には実力の行使に当たるというものではないので、集団的自衛権には当たらない。」⁶⁾と政府は解釈している。

そのため、イージス艦をインド洋に派遣した際、米軍と情報交換しても問題ないとしていた。しかし、「海自が持つ米海軍との情報共有システムは、レーダーがとらえた内容を瞬時に米海軍に伝えられる。特にイージス艦はその能力が高い。防衛庁は「一般の情報交換なら問題にならない」(幹部)としている。だが、仮に多くの情報のうち特定の攻撃目標の位置など具体的な情報を与えるなら、米軍の武力行使と一体化する恐れも出てくる。」(朝日新聞10月28日付)の指摘のように、イージス艦の持つ目標情報を米国に渡した結果、該当する目標が攻撃された場合は、集団的自衛権の行使に当たるという主張が、与野党内のイージス艦派遣慎重派の中にあった。そのため、イージス艦の能力が問題視され、イージス艦の派遣が政治問題化した。

2 新聞各紙の論調変化

本章では、政府が対米支援策の7項目を発表した翌日の9月20日から、自衛隊に派遣命令が出された翌日の11月21日までの間の朝日、読売、毎日、産経の4紙を取り上げ、イージス艦派遣を巡る議論について、どのような報道であったかを分析し、各新聞の基本的な姿勢とその意図について読み取っていく。

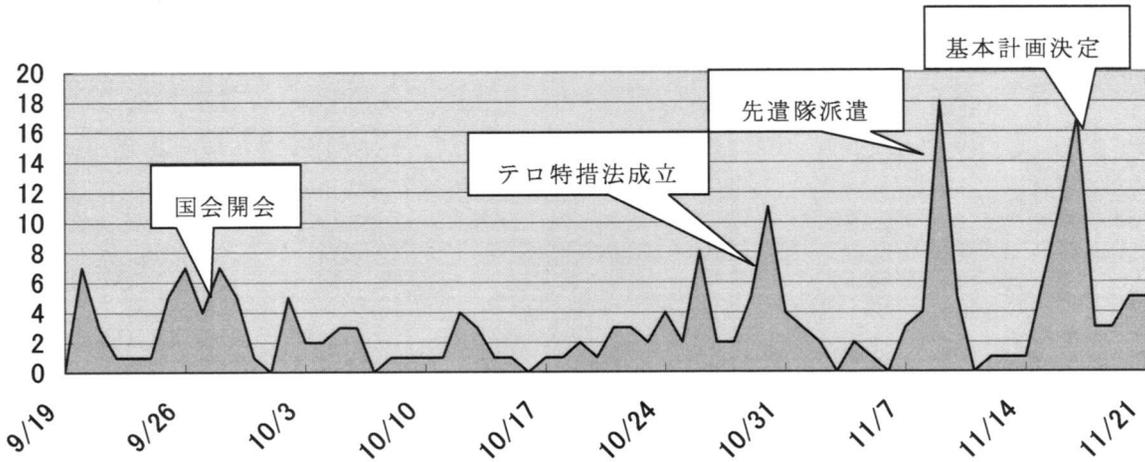
調査期間内における新聞各紙の対象となった記事(イージス艦について取り上げた記事)は、朝日(60)、読売(56)、毎日(47)、産経(53)であった。これらの記事を掲載日毎の記事数としてグラフにまとめたのが図2である。この記事数と政策過程での出来事をあわせてみると、何らかの決定前後に掲載記事数が集中していることが解る。これから言えることは、新聞各紙は、政府の決定について何らかの影響を与えようとする意図が少なからずあるということが推測できる。では、その意図は何だったのであろうか。各新聞の報道の経過とその意図について分析した結果を、以下にそれぞれ述べる。

2-1 朝日新聞

調査期間中における朝日新聞が主張していた対米支援についての基本的な姿勢は、常に慎重である

6) 第103国会参議院決算委員会第1号(昭和60年10月22日)の防衛庁西広防衛局長の答弁から抜粋

図2 イージス艦関係記事掲載数 (筆者作)



べきという姿勢であり、特に自衛隊の派遣については、否定的な姿勢をとっていた。同時多発テロ発生以降、朝日新聞の持つ問題意識は、対米支援が憲法の範囲内であるか否かというところに主たる意識が常に置かれていた。従って、国内の支援では米軍基地の自衛隊による警備と米軍がアフガンに攻撃した場合の自衛隊による支援が可能なのかということが主要な議題であった。そのため、9月19日に政府が当面の支援策である7項目を発表してから第153国会が開会するまでの期間は、対米支援策について詳細に報道し、「後方地域支援活動として「武器・弾薬の提供」や「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を盛り込むなど、現行の周辺事態法に定められた後方支援を大幅に拡大している。「武器・弾薬」の提供などは「武力行使との一体化」につながる恐れがあり、公明党を中心に与党内でも調整が難航するとみられ、国会審議が紛糾するのは必至だ。」(9月20日朝刊)と指摘し、以後の記事で対米支援そのものが憲法に抵触する可能性があるとして繰り返し報道することで、自衛隊による対米支援に対し否定的な見解を示している。また、同時に政府内の動きを性急すぎると批判している。特に、「[支援艦隊]週内にも派遣 新法成立待たず 防衛庁方針」(9月25日朝刊)と見出しを付けた記事を掲載するなど、政府内の動きを牽制するような報道がなされた。イージス艦の取り扱いについては、武器弾薬の問題に次ぐ問題として取り扱われていたが、イージス艦は支援する部隊の中心的位置付けにあり、非常に能力の高い艦艇であることを踏まえ、「現行法のもと、「調査研究」の名目でインド洋方面に派遣される。高性能レーダーで周辺海域の情報収集にあたる。ただし、活動中に報復攻撃が始まれば、活動の法的根拠が揺らぐ。さらに米空母の護衛に目的が変質する可能性がある」(9月21日朝刊)として、イージス艦派遣に対して根拠は明確にしないままではあったが、否定的な報道が何度かなされていた。従って、支援策発表当初において、イージス艦の存在は対米支援の議論の中での具体的な問題意識として優先順位が特別に高いわけではなかった。しかし、政府内でイージス艦を対米支援の象徴のように取り扱っている雰囲気を感じてか、「防衛庁によると、派遣されるのは、哨戒・索敵能力の高いイージス艦1隻とヘリコプター搭載型護衛艦、補給艦などで、海自佐世保地方総監部(長崎県)所属の艦船が有力とされている。」(9月25日付朝刊)と報道すると共に、その能力の高さを強調し、米軍と離れていても共同行動が可能であると、違憲の

可能性について示唆している。

国会が開催されると、国会内外での政治家の発言が取り上げられるようになり、総理、閣僚、与野党幹部の発言が引用されるようになる。引用の大半は、これまで主要な論点である対米支援の正当性や、新法の内容に関するものがほとんどであった。しかし、9月28日の朝刊では、これまでの報道とは少し趣を異にする記事が掲載された。「野中広務・元幹事長は総務会で「米国が行動を起こしていないのにイージス艦を出すとか、何をするとか言うのは、どうしたことか。ちょっと危険な感じがしないでもない」と慎重論を唱えた。総務会后、山崎拓幹事長も記者団に「イージス艦を含めるかどうかは大事な政治判断だ。私は消極論だ」と語った。」(9月28日付朝刊)という記事である。朝日新聞は、この自民党の有力者二人のコメントでイージス艦が政治問題化したことを認識し、記事にしたと考えられる。以後、国会での議論を基にテロ対策について報道しているが、朝日新聞として独自のイージス艦違憲論を展開する記事の数は減少し、関係者のコメントを引用した記事が増加している。引用記事の採用は、持論の正当性を補強し、派遣反対を説得する意図があったと考えられる。

テロ特別措置法が成立する頃になると、「賛否呼ぶ『高性能』 自衛隊イージス艦派遣、再び焦点に」(10月28日朝刊)と見出しを付けた記事を掲載したように、再び、イージス艦に関する独自の論調が見られるようになってきた。法律が成立したことより、自衛隊派遣の是非等これまで優先的な議題としていたものが政治的に決着を見たため、朝日新聞としては、次の議題に焦点が向けられる必要があった。そのため、次の議題として位置づけられていたイージス艦問題の順位が相対的に高くなったのである。従って、朝日新聞は、再度、政治問題化するために、イージス艦を取り上げ始めたと考えられる。ところが、「イージス艦、第1陣は派遣せず ヘリコプター搭載艦に 政府方針」(10月31日付朝刊)の掲載を境に、朝日新聞はイージス艦派遣見送りは確定と判断したのか、イージス艦に対する報道は低調となった。

しかし、「米軍支援でイージス艦派遣の必要性を強調 外務省・防衛庁が見解」(11月15日付朝刊)のように、政府がイージス艦の派遣を諦めていないことを知ると、三度、イージス艦を政治問題化するための報道に態度が変化した。「迷走する『イージス艦派遣』」(11月15日)、「イージス艦…策略入り乱れ」(11月16日)とイージス艦をタイトルとした特集記事を二日間に渡り掲載するなど、基本計画決定時にイージス艦が見送られる事が確定するまで、批判的な記事の掲載を続けた。

イージス艦派遣見送り確定後、「あくまでも慎重に 自衛隊派遣 (社説)」(11月17日朝刊)で従来からの姿勢について展開すると共に、「情報共有巡る論議再燃確実<解説>」(11月17日朝刊)という記事で、今後、イージス艦は日本の弾道ミサイル防衛の議論において、再びイージス艦を問題視する立場を予告している。

2-2 読売新聞

読売新聞のテロ対策における基本的な姿勢は、積極的な対米支援をするべきであるという姿勢であった。そのため、「米同時テロ、海自イージス艦派遣へ 政府が対応7項目決定、後方支援を明記 避難民対策盛る」(9月20日朝刊)が示すように、対米支援策の7項目が発表された前後の読売新聞

の問題意識は、対米支援がどのような内容で行われるかに焦点が当てられていた。報道内容も、法律論より具体的な政府（特に外務省と防衛庁・自衛隊）の動きに注意が払われていた。イージス艦は其中でも中心的な役割を担うと認識していたため、報道内容は常にイージス艦について触れていて、時には、「対米同時テロ 海自イージス艦出港準備？着々 佐世保基地／長崎」と既に派遣が内定しているような印象を持ちかねない、やや行き過ぎな報道も見られた。このような報道がなされたのは、これまでの読売新聞の主張りに対して、同時多発テロ発生による世界情勢の動きが追い風となり、読み通りに動いているとの認識を持っていたためであろう。読売新聞が、イージス艦が政治問題として存在することを認識したのは9月28日のことであり、「インド洋へのイージス艦派遣 山崎自民幹事長が小泉首相に再考求める」（9月28日付朝刊）という記事が掲載された。この報道後、テロ特措法の審議過程に焦点が集中されたために、イージス艦の報道はやや低調となり、「米軍護衛のイージス艦派遣方針 政府・与党内に慎重論 後方支援法案成立を優先」（9月29日付朝刊）で政治家の発言を引用して慎重論があることを報道すると同時に、政府がイージス艦の議論を避ける理由を説明している。ただし、イージス艦派遣が完全に断念されていないことのアピールと、読売新聞の主張の正当性を維持するために、国会での議論や米国政府関係者のコメントを引用し、イージス艦の価値を報道している。また、政治問題化したイージス艦派遣に対し読売新聞は、「集団的自衛権 電子情報提供は『行使』？ イージス艦派遣でも議論に」（10月4日付朝刊）という記事で、イージス艦を憲法問題として扱う態度を問題視し、議題として設定しようと試みている。

読売新聞の紙面上で、再びイージス艦に焦点が当てられるのは、テロ特措法成立直前からである。「米軍への情報提供、武力行使でない 中谷防衛長官が参院外交防衛委で答弁」（10月26日付朝刊）と報道したように、政府がイージス艦派遣を正式に違憲でないことと表明したことに端を発した、イージス艦派遣が現実的になってきたという観測を裏付ける政府内の慌ただしい動きによるためであった。「自民党内の一部に慎重論がある海上自衛隊のイージス艦派遣も、必要であるなら、躊躇すべきではない。」（10月30日付朝刊）とイージス艦派遣推進論の社説を展開し、それを裏付けるかのように、日米協議が行われた。そのような状況下で、先行調査のための派遣は見送られたものの、ほぼイージス艦派遣は確実であろうという見通しを持ったためか、「11月中旬にも、テロ対策特別措置法に基づいて米軍などに物資を輸送・補給するために補給艦、護衛艦を派遣することにしている。護衛艦には最新鋭のイージス艦を含めることも検討している。」（11月1日付朝刊）という記事を掲載し、読売新聞は問題意識をイージス艦以外のところに移していく。そのため、イージス艦に関わる記事は、再び減少した。

しかし、イージス艦派遣慎重論が根強く、派遣が見送られる可能性があることを認識したためか、情報収集のため自衛艦を事前派遣し、政府が基本計画を具体的に検討している時期に入ると、「自衛艦派遣 なぜイージス艦がいけないのか」（11月9日付朝刊）という社説を展開すると共に、政府、

7) 例えば、『読売新聞』平成12年5月3日（朝刊）の、読売憲法改正試案では、「自衛のための軍隊を持つことができる」という表現で自衛隊の位置づけを明確にすることが、国際社会における日本の信頼を高めることができると主張している。

与党内の派遣賛成派の有力者の記事を掲載して、イージス艦派遣の正当性について、より強い説得を試みている。

基本計画が決定される最終段階には入り、イージス艦派遣見送りが確定的になると、その断念に至る過程について詳細に報道している。「米支援のイージス艦派遣見送り 与党内の反対強く 空爆縮小、必要性低下」(11月17日朝刊)で、イージス艦派遣見送りの経緯について説明し、以後、周辺情報などで補足説明を行うと同時に、与党の有力者や政府関係者のイージス艦派遣見送りに対する批判的な意見を掲載している。これは、先にも述べたとおり、イージス艦派遣見送りの議論そのものが問題であるという、読売新聞の主張を間接的に表現しているものである。

2-3 毎日新聞

他紙と比較して政治に関する問題に割かれている紙面が少ないため、印象的な記事が少ない感否めないが、テロ対策に対する毎日新聞の基本的な姿勢は、テロ対策において積極的に国際貢献をすべきであるが、自衛隊の派遣については慎重に検討しなければならないという姿勢であった。政府が対米支援策の7項目を発表した際に毎日新聞が持っていた関心は、テロ対策が、どのような法的な枠組みで行われるかということであった。そのため、毎日新聞の主な論調は、周辺事態法の適用か新法の策定かということと、その法律の範囲が憲法に抵触するの否かといったことが取り上げられていた。従って、個別具体的な支援策案に対して言及されることが少ないものであった。

イージス艦が毎日新聞の報道の中で最初に取り上げられたのは、9月25日になってからで、他紙と比較して遅い時期であった。しかし、イージス艦について言及した時には、既に憲法問題と関わりがあるという認識を持っており、「イージス艦を含め、派遣が見込まれる海自の護衛艦は、対空情報などのデータが米艦艇とリンクされ、自動的に提供できる仕組みとなっている。このため護衛艦がインド洋に展開すれば、事実上米軍との共同戦闘行為となり、禁じられている集団的自衛権行使の問題に抵触しかねないとの指摘がある。」(9月25日付朝刊)と記事を掲載し、明確に憲法に関わる問題であると認識していたことが伺える。事前調査の目的で艦艇が派遣されることが決定すると、イージス艦の高い能力と情報の共有を含めた米軍との共同行動は、武力行使との一体化であり、憲法違反であるという主張を前面に出した記事を掲載し、イージス艦派遣に対し批判的な報道を繰り返した。また、このような報道を補強するために、「総監部幹部のある1佐はイージス艦などによる情報収集について『何のためか、理解できない』と断言していた。」(9月28日付朝刊)というような、匿名の自衛官の声としての否定的なコメントを記事にした。

イージス艦の情報収集での派遣見送りが確実となると、イージス艦派遣に対する直接的な批判記事はなくなったが、野中元幹事長のインタビュー(10月12日)を掲載するなど、間接的に慎重姿勢を表わす記事の掲載は続けていた。これは、政府が依然としてイージス艦派遣を模索していることに対し批判するために掲載されたものであろう。

国会での議論が活発に行われている最中には、国会での論戦を基にテロ特措法そのものに対し、やや批判的ではあるが、事実のみの報道が中心となっている。しかし、テロ特措法が成立間近になり、

実際の支援の中身、即ち基本計画について詳細に政府内で検討される頃になると、再びイージス艦派遣を直接的に批判する記事の掲載が行われるようになった。基本計画の策定を睨んだタイミングでの記事の展開となっている。

基本計画決定時に、イージス艦派遣が見送られ、毎日新聞としては主張が実現した形となったが、以後も批判的な記事の掲載をしている。本質的には、自衛隊による支援に対しては慎重な基本姿勢があり、テロ特措法が憲法に違反するのではないかという疑念が払拭されてないため、批判的な報道を続けたと考えられる。

2-4 産経新聞

産経新聞は、従来から国際貢献などに対する自衛隊の活用を、積極的に推進するべきであるという姿勢であり、テロへの対応における日本の支援についても、積極的な姿勢を見せている。イージス艦については、支援策の7項目を発表した翌日に、自衛隊の支援策の案としてイージス艦派遣構想について記述している。しかし、記事数はそれほど多くなく、あまり目立たない扱いどころか、全く扱っていない日も数日間あった。産経新聞にとっては、イージス艦派遣は所与のもので、問題となるという認識がなかったと考えられる。イージス艦が大きく取り上げられるようになったのは、国会が始まる直前の9月27日朝刊からである。「米中樞同時テロを受けた米軍の軍事行動の準備が着々と進むなか、海上自衛隊の最新鋭のイージス艦を含む護衛艦、補給艦計四隻の艦隊は長崎県佐世保市の佐世保基地からインド洋へ、十月早々の派遣に向け、待機に入った。」(9月27日付朝刊)という記事を掲載、併せて、イージス艦の能力と、政府の派遣決定への期待を記述している。産経新聞として、国会でイージス艦が問題になる可能性があることを認識したのはこの時点であろう。以後、報道内容に波はあるものの、イージス艦について取り上げた報道が続く。国会が開催されると、イージス艦派遣の正当性を高めようとしたためか、米国のイージス艦派遣打診をいち早く記事にし、また、防衛庁関係者のコメントとしてイージス艦の有用性について強調する記事を掲載している。国会で、イージス艦が取り上げられるようになると、イージス艦派遣慎重論を批判すると共に、イージス艦派遣が政治問題化していることについても「『目に見える貢献』が今回も間に合わなかった場合、全力でテロと対決している米英など欧米諸国に日本がどう映るか。日本が国際的に取り残されるマイナスは計り知れない。」(10月9日付朝刊)という記事で批判している。

テロ特措法成立間近になると、産経新聞は日本の対応そのものが遅いという批判記事(10月27日付朝刊)を掲載し、その中で、イージス艦派遣慎重論を唱えている野中元自民党幹事長を名指しで批判している。また、イージス艦派遣の意義について報道すると同時に、日米同盟重視の姿勢を打ち出し、米国からの要請があるという記事を積極的に掲載することにより、イージス艦派遣の正当性について再度、説得を試みている。

基本計画の検討がなされている時期には、報道内容が日ごとにも変わることもあったが、イージス艦派遣は確定したと認識したため、11月16日には総括として、これまでのイージス艦に関する議論の曲折についての解説記事を掲載している。しかし、イージス艦派遣は見送られる結果となったため、

社説で「イージス艦派遣に関しては、基本計画に明記されず見送りの方向という。イージス艦は米軍と情報を共有するデータリンク・システムを備え、米軍と情報交換するが、このことが武力行使につながるとの指摘が与党内で広がったためだ。だが、平成十一年の周辺事態法審議の際、内閣法制局長官は「米軍への情報提供は憲法九条との関係では問題は生じない」と答弁し、この問題はすでに決着している。情報交換機能は他の護衛艦も有しているだけに、自民党の加藤紘一元幹事長の「派手なことはやめたほうがいい」というような反対論は情緒的なものでしかなく、派遣の見送りは極めて遺憾である。」(11月17日付朝刊)と非常に強い言葉で批判している。これは、先の野中元自民幹事長の時と同様に産経新聞の正当性を主張するためであり、その後の「首相サイドは「首相は防衛庁が提出した最終案を了承しただけ」(周辺)としているが、特殊法人改革をめぐって「抵抗勢力」の活動が活発化するの必至とみて「イージス艦問題では野中氏らの顔を立てる方が得策」(自民党筋)と山崎氏が判断、首相も了承したという受け止めもある。こうした政府方針の二転三転ぶりに、海上自衛隊からは「決定されたことを忠実にやるしかないが、運用面にまで政治家が口を出しすぎる」(幹部)との反発も出ている。」(11月17日付朝刊)という記事で、安全保障問題は政治ゲームとするべきでないという姿勢を主張している。

3 新聞報道と政策決定過程の関係

イージス艦派遣見送りが決定される過程で、前章で述べたような意図を持った報道がなされた結果、政策決定過程において各アクターにどのような反応があったかをその発言を中心に検証する。

3-1 先遣隊派遣時のイージス艦派遣見送り

まず、9月19日に小泉首相から発表された7項目の支援策の内、3番目に掲げられている「情報収集のため自衛隊艦艇の派遣」を発表したが、これは、イージス艦派遣を意識して入れられている項目である。支援策を検討し始めた当初から、各省庁はそれぞれの所管で最大限何ができるかを検討していた。その中で、海上自衛隊は、米国以外で唯一イージス艦を保有していることから、これを派遣することを考えていた。関係者は、当時、イージス艦が問題になるというよりは艦艇を派遣すること自体が問題となると考えていた⁸⁾。野中元幹事長をはじめとする自衛隊派遣に慎重な意見を持つ自民党幹部は、イージス艦導入当時に防衛庁から受けていた説明から、イージス艦は非常に「すごい」艦艇であると漠然としたイメージを持っていた⁹⁾。そのため、新聞報道でイージス艦が非常に大きく報じられたことにより、野中元幹事長の総務会における「米国が行動を起こしていないのにイージス艦を出すとか、何をするとか言うのは、どうしたことか。ちょっと危険な感じがしないでもない」(朝

8) 平成16年2月17日に行った海上自衛隊の関係者へのインタビュー結果

9) 同上。当時の野中元幹事長をはじめとする与党幹部は、イージス艦に対して高性能で同時に複数目標に対応できる能力を、攻撃的な艦艇であるというイメージとして持っていた。

日新聞9月28日付朝刊)という慎重論につながった。また、自民党内で非常に大きな発言力を持つ人物からの意見であったため、山崎幹事長もその発言に配慮せざるを得なかったので、「イージス艦を含めるかどうかは大事な政治判断だ。私は消極論だ」(朝日新聞9月28日付朝刊)と発言したのである。この自民党内でのやり取りでイージス艦そのものが政治問題になり得ることが認識されるようになった。

国会内の議論について見ていくと、9月27日に開会した第153国会冒頭の所信表明演説に対する質疑が10月1日に行われた。この際、民主党の鳩山代表は、マスメディアにより頻繁に報道されていた、イージス艦の派遣に関して「インド洋へのイージス艦の派遣を行う計画があるのか、あるとすれば、イージス艦派遣の法的根拠は何なのか。」¹⁰⁾と質問している。これに対し、小泉首相はこれに対し「先日発表した『米国における同時多発テロへの対応に関する我が国の措置について』において、情報収集のために自衛隊艦艇を速やかに派遣するとされており、現在、防衛庁において、派遣の具体的海域、派遣すべき艦艇等について検討を行っているところであります。かかる派遣が行われる場合の法的根拠については、『所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。』について規定した防衛庁設置法第五条第十八号であります。」¹¹⁾と答弁している。政治的には、対応策に対する具体的な内容について早期に明確にすることが問題となっていて、その一つの実例としてイージス艦を扱ったものであると考えられる。翌2日の国会における質疑では、自衛隊派遣が違憲か合憲かという議論であり、参議院においても同様の議論が展開され、まだこの時期はイージス艦派遣が政治問題とはなっていないことが解る。しかし、民主党末松議員の「例えば、イージス艦を中心に艦隊として行く際、武器弾薬をフル装備しておいて、情報収集や調査目的のためだけなのだと言って、説得的な説明になるでしょうか。」¹²⁾という質問に見られるように、イージス艦は派遣部隊の象徴のような認識が国会内にあった。

10月12日の衆議院テロ対策特別委員会において、社民党の今川議員の朝日新聞の記事を基にした質問に対し、小泉首相は「新聞報道が事実とは限りません。今までの例においても、イージス艦の発表においても、イージス艦、まだ派遣していないし、用意もしていないし、いろいろ、あることないことを新聞報道は書きますが、新聞報道だけではない面もたくさんあるんです。」¹³⁾と答弁している。この質疑を境にイージス艦そのものが議論の中心として取り扱われるようになっていった。この時点で、イージス艦の能力そのものが直接的に集団的自衛権の議論に結びつく認識を持っていなかった関係者は、イージス艦が持たれているイメージが政治問題になり得ると認識し、それを払拭することを目的として、イージス艦は高い情報収集・処理能力を有する艦船で防空能力に優れるが、攻撃するための艦船ではないことを強調することで各方面の説得を試みている¹⁴⁾。しかし、この結果が別な影

10) 第153国会衆議院本会議第2号(平成13年10月1日)議事録。

11) 同上。

12) 第153国会衆議院本会議第5号(平成13年10月10日)議事録。

13) 第153国会衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会第4号(平成13年10月12日)議事録。

14) 平成16年2月17日に行った海上自衛隊の関係者へのインタビュー結果。

響を呼ぶことになる。

イージス艦の能力を理解した政治家は、一部の新聞が報道していた、米軍との情報交換が武力行使の一体化につながるという報道がどういう意味であるのかといったことを理解するようになったのである。10月21日に自民党山崎幹事長は、「イージス艦を最初から排除しているわけではない。性能の高さに着目した反対意見もあるので、性能に一定の制限を加えることも一案だ。」(朝日新聞10月21日付朝刊)と発言した。これは、イージス艦の高い情報収集能力と情報共有能力を意識した発言であり、このころから、イージス艦と武力行使の一体化の議論が政治家の発言から見られるようになり、イージス艦が憲法問題として完全に認識されるに至った。10月25日の参議院外交防衛委員会では、民主党斉藤議員が「イージス艦がインド洋に派遣をされて、そしてイージス艦がレーダーで捕捉している情報収集の内容を米軍に提供するということは、武力行使と一体となりますか。」と質問している。また、10月28日には、自民党野中元幹事長の「イージス艦をインド洋にというが、情報収集をして、それを米軍に渡す。それで戦争と一体化していないといっても、相手に通じるはずがない」(朝日新聞10月29日付朝刊)という発言が報道されている。

10月29日にテロ特措法が成立し、先遣隊を調査のために派遣する段階に入ると、政府は、「普通にレーダーで一般的な情報を収集する中で知り得たことなら、国益に反しない限り情報を提供しても特段の問題は生じない。」(朝日新聞10月30日付朝刊)という見解を示すが、野党から引き続き武力行使と一体化するという反発があった。そのために、政府はイージス艦派遣を見送ることとし、11月8日の閣議でヘリコプター搭載護衛艦を派遣することを決定した。

3-2 2度目のイージス艦派遣見送り

先遣隊派遣後、イージス艦を派遣見送ったのは「国民を最初から刺激する必要はない」(朝日新聞11月9日付朝刊)、や「与野党内の慎重論に配慮した。」(読売新聞11月9日付朝刊)という理由であると報道されており、11月9日の衆議院本会議では社民党の重野議員は質問の中で「イージス艦を含む護衛艦が派遣されるようなことになれば、データが米海軍の艦船に自動的に提供され、事実上、米海軍との共同戦闘行為になることが懸念されます。憲法の禁じる集団的自衛権の行使そのものの行為であると考えます」¹⁵⁾と指摘するなど、イージス艦と集団的自衛権の問題が解消されてはいなかった。このような状況下で、政府は引き続きイージス艦を本隊として派遣することを模索しており、安倍官房副長官のように「政府の資源を有効に活用していくことを念頭に置いて、より有効に作業、貢献できるよう、ぜひ検討していきたい」(読売新聞11月10日付朝刊)と発言する者もいた。野党でも、自由党田村議員は「イージス艦というのがある。これを出した方がいいとか悪いとか、政治の場で議論していると、こういうことが一番私はよくないと。こういうことは防衛庁に任せやいい。政治は自衛隊に権限と任務を付与するだけでいい。やれ戦車を出せとか、そこの鉄砲の撃ち方もおかしいんじゃないかと、そういうことは専門家に任したらいいと思う。」¹⁶⁾と発言する者がいるなど、

15) 第153国会衆議院本会議第15号(平成13年11月9日)議事録。

16) 第153国会参議院予算委員会第5号(平成13年11月14日)議事録。

与野党共に意見は様々であった。

外務省、防衛庁はイージス艦を派遣するための追加的理由として「(1) 補給や輸送などの活動中、そばで戦闘行為が起きた場合、自衛隊は活動を中止する必要がある (2) イージス艦は、他の護衛艦より広範囲のレーダー搜索能力を持つため、自衛隊の支援活動区域や周辺の状態を適切につかむことができる。」(朝日新聞 11 月 15 日付朝刊) を挙げ、これを踏まえて、防衛庁長官が「派遣艦艇の種類を決める実施要項に、イージス艦を含める方向で検討している。」(朝日新聞 11 月 16 日付朝刊) ということと与党緊急テロ対策本部の会合で発表した。

しかし、与党内の慎重論は根強く、自民党の山崎拓幹事長、古賀誠、野中広務、加藤紘一、三塚博の幹事長経験者の四氏会談で、「加藤氏がイージス艦派遣について『アフガニスタンからミサイルが飛んでくるわけでもなくイージス艦の機能を使う場面はない。派手なことはやめた方がいい』と反対。かねてから派遣に反対している野中氏も『後悔しないように慎重に対応してほしい』と述べ、古賀氏も同様の考えを示した。」(産経新聞 11 月 16 日付朝刊) とイージス艦派遣への自民党内の調整は難航していた。また、「公明党の冬柴鉄三幹事長も『了承したのは基本計画についてだ』と述べ、イージス艦派遣については了承していないことを強調した。」(産経新聞 11 月 16 日付朝刊) と報道されるなど、与党 3 党間でもイージス艦派遣への意見は分裂したままだった。

基本計画が決定される段階になると、アフガニスタンの状況も縮小される観測が出てきたこともあり、一層、イージス艦を派遣できる環境から離れていった。11 月 16 日の自民党総務会では、野中氏や山中貞則元通産相が「アフガニスタン情勢が終局に向かっているときに、イージス艦派遣を想定した発言は軽率にすべきではない。」(産経新聞 11 月 17 日付朝刊) と慎重論の姿勢は最後まで覆らず。また、中谷防衛庁長官は、加藤紘一元幹事長を説得しようとしたが、逆に「今は、飛んでくるミサイルを打ち落とす場面ではない。」¹⁷⁾ と派遣断念を説得された。その後、臨時閣議が開かれ基本計画が決定されたが、イージス艦派遣見送りは決定的となった。防衛庁長官は記者会見で「基本計画決定後に(官邸と)相談をしなければならないと思っている。与党の理解と了解を得られたら派遣部隊に含めることを検討したい。いろいろな人の意見を聴く。最終的には(活動内容を定めた)実施要項を決める時にイージス艦の問題は決定したい。」(朝日新聞 11 月 17 日付朝刊) と発言し、イージス艦派遣の可能性を残しつつも、実現は難しいという考えを示しており、山崎幹事長は「与党内は肯定的な空気だと判断したが、我が党の有力議員に慎重論がある。」(読売新聞 11 月 17 日付朝刊) と発言し、党内の慎重派に配慮せざるを得ないことを示唆している。基本計画の決定を受けて、11 月 20 日に実施要領を策定した防衛庁長官であるが、承認された実施要領にはイージス艦は含まれていなかった。これについて、防衛庁長官は、「現地の変化や国会の意見を踏まえ、総合的に検討した。」(朝日新聞 11 月 21 日付朝刊) と説明した。

17) 久江雅彦 (2002) 83 頁。

4 新聞報道の機能に関する考察

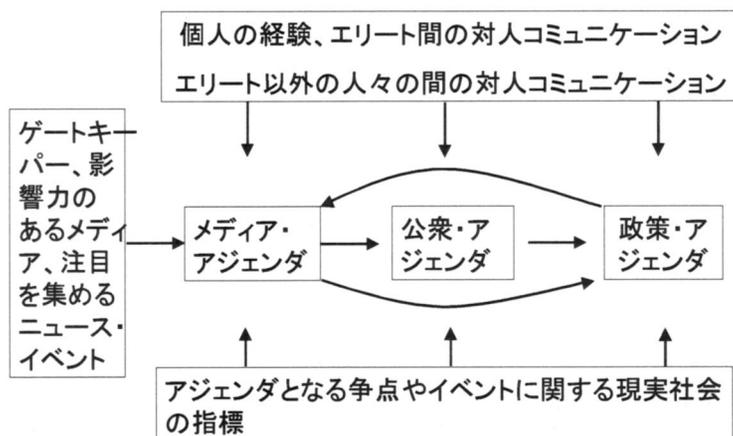
これまで見てきた新聞報道と政策決定に関わるアクターの動きから、新聞報道が政策決定に関し持っている機能について考えていく。

4-1 議題設定機能

事例として取り上げたイージス艦問題において、「なぜ、イージス艦が問題になったのか。どうしてイージス艦と憲法問題が結びついたのか。」という疑問について、マスメディアの持つ議題設定機能によって説明できるであろう。

議題設定機能とは、メディアは日々の報道において、比較的少数の争点やトピックを選択し、またそれらを格付けしながら提示することで、人々の注目の焦点を左右し、今何が重要な問題かという人びとの判断に影響を与える¹⁸⁾ ことである。議題設定機能は、メディア議題、公衆議題、政策議題の段階があり、通常考えられているパターンは、メディアが問題を発掘して世論を喚起し、その世論の圧力によって政策決定者が動く(図3)パターンである¹⁹⁾。これを、本事例に当てはめてみると、9

図3 議題設定課程の主要素



出所：大石（1998）70 頁

月 19 日に政府が当面の支援策を発表した翌日以降の報道によってイージス艦が注目すべきメディア議題として設定されたとと言える。しかし、本事例の場合は、マスメディアによって世論が喚起されたということはできず、公衆議題になる前に、直接、政策決定に関わるアクターに作用し、先に述べた自党内の有力者による発言によって、政策議題になったと考えられる。また、それ以後の議論からも、新聞などのメディアの報道がイージス艦を政策議題として扱い続ける要因になったと言える。このような政策決定者への直接的な作用について、竹下（1990）では、「第三者効果」仮説によって説

18) 竹下俊郎（1998）3 頁。

19) 大石裕（1998）70 頁。

明している。これは、「人は、自分に対するマスメディアの影響は小さく見積もる反面、自分や自分と同類の人びとに対するメディアの影響については、それを過大視しがちである。だが、他者がメディアの影響を受けたと想定し、その結果予想される変化に対応すべく自らも行動することで、結果として当人の行動も変化することになる。」²⁰⁾ という、いわば思い込みによる効果である。本事例においては、イージス艦のイメージを変えるために、政府関係者が政治家にイージス艦について説明した行動が「第三者効果」として説明できる一例である。

本事例において、イージス艦が政策議題として扱われ続けてきたが、時間が経つにつれて、その議論内容が変化していることが解る。具体的には、9月20日から約1ヶ月の間、イージス艦は政策過程の中で、派遣部隊の象徴のような存在として取り扱われていたのは前章で述べたとおりである。しかし、基本計画策定段階では、完全に憲法問題として取り扱われていた。新聞が最初にこの問題を指摘したのは、毎日新聞が9月25日の段階で憲法問題と絡めてイージス艦を扱い報道したが、それが政策議題とはならなかったのはなぜであろうか。現時点で考えられることは、政策議題として問題を取り扱うアクターにその認識がなかった、又は、できなかったということである。要するに、イージス艦と憲法問題を結びつける知識がなかったということである。このような指摘をする理由としては、政府関係者がイージス艦のイメージを変えるために活動した前後で、この問題の質が変わったからである。現在、ある問題について、それをどのように認識するかということについての説明は、属性型議題設定²¹⁾という考え方で説明する方法もあるが、この事例が属性型議題設定にそのまま当てはめられるかどうかは、今後、更に詳細な研究をする必要がある。

4-2 新聞報道の機能変化

本事例の議題設定が行われる段階での各アクターの間を先に紹介したメディア多元主義モデルに当てはめて考えると図4のようになるが、実際には、政府と与党と官僚は一体ではなく、それぞれに影響を及ぼしているため、図5に示す関係になる。これは、メディア多元主義モデルが提唱された時

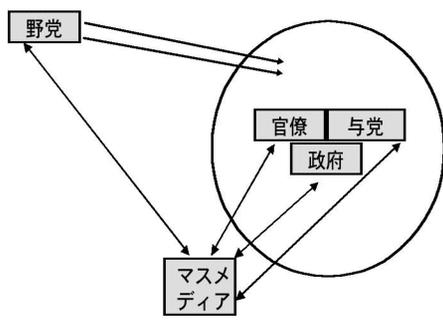


図 4

蒲島（1990）を基に筆者作

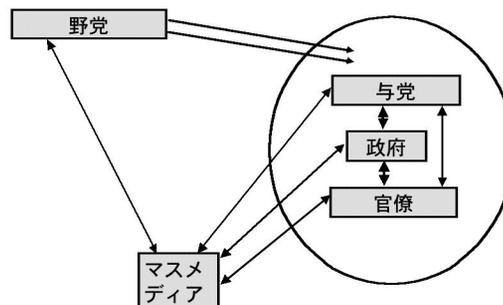


図 5

本事例でのマスメディアとアクターの位置

20) 竹下俊郎（1998）226-227頁。

21) 竹下俊郎（1998）213頁～214頁。

期が、1990年という55年体制が強固な頃の日本の政治を見た場合のモデルであることと、一般化するために政策決定者内の動きを捨象しているために生まれる差である。特に、小泉政権発足以降、与党、政府、官僚の距離が以前と比較し離れていると考えられるため、いずれの政策であってもこの構図である程度の説明ができるであろう。

ところで、新聞報道全体を見ていくと、議題が設定される時期以前と以後では、図5に示す位置関

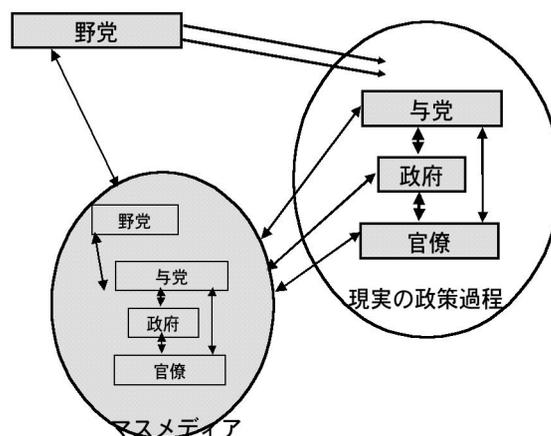


図6 マスメディアの機能変化（筆者作）

係が変化しているように見える。具体的にいうと、本事例においては、イージス艦が政策議題として設定されるまでの間は、各新聞が自己の主張を自己の記述として掲載しているが、一旦、議題として設定された後は、関係者の発言の引用が多くなるのである。政治とマスメディアの関係の研究の中で「官僚たちは自分たちの政策を大きく取り上げてもらいたい場合、ある特定の社の記者を選び、タイミングを見計らって情報をリークする。官庁が思う大きさと書ける記者はそういないので、優秀な記者だと思うと前もって目をつけておく。優秀な記者の書いた記事が官庁の提灯持的なものになる場合があるのはそのためである。」²²⁾という指摘がある。これは官僚に限定して書かれているが、これを政治家まで広げた場合、新聞は政策決定に関わるアクターの代弁者になり、関係者発言の引用が多くなる説明になるであろう。

本事例において、各新聞が取り上げた発言者の中で目立ったのが、野中広務自民党元幹事長である。野中元幹事長は手記の中で「煙たがられたのか、私は2001年のテロ特措法に関しては法案を検討する委員会にも入れてもらえなかった。」²³⁾と書いている。しかし、この政策決定過程に絶大な影響力を及ぼしているのは間違いなく、国会の委員会など公式な政府との折衝の場を持たなかった野中元幹事長が、離れた場にいる官僚に対してまで影響力を行使できたのは、新聞報道が代弁者としての機能を少なからず果たしていたからであると推測できる。最も特徴的な例として野中元幹事長の例を挙げ

22) 蒲島郁夫 (1990) 23 頁。

23) 野中広務 (2003) 251 頁。

ているが、これは他の政治家や官僚にも見られる傾向である。従って、政策過程において議題設定機能として働いた新聞報道は、議題設定が完了すると擬似的な議論場の機能（図6）に変化し、それぞれの立場における主張を表明し、他のアクターに伝える場としての機能に変化している。

おわりに

イージス艦の議論を事例として、新聞報道が政策決定過程に対して、直接議題を設定できること、政策決定に関わるアクターが報道の影響で行動すること、問題が経過していく中でマスメディアの位置（機能）が変化することを提示した。第1、第2の提示については、これまでの先行研究であまり取り扱われなかったマスメディアの政策決定者に対する直接影響について、その可能性があることを示している。第3の提示については、これまで明らかにされているモデルから更に新しい仮説として提示している。しかし、いずれの提示も、これは本事例を通してのみ言えることであるため、今後、他の事例を通して研究する必要があると考える。また、本事例についても、特に、政策決定者への影響という点について、政治家や官僚に対するインタビュー等を重ね、更に精緻な分析が必要であろう。また、今後、これらの政策決定過程におけるマスメディアの影響について研究していく際に、各アクターに対する影響の度合いについて、定量的な手段を取り入れるなど、より客観的な計測手法を取り入れて研究していかなければならない。

参考文献

〈図書・論文〉

伊藤陽一『政策過程におけるマスコミの役割―「国連平和協力法」廃案に関する事例研究』慶應義塾大学 SFC 研究所、1997 年。

大石裕『政治コミュニケーション―理論と分析』勁草書房、1998 年。

蒲島郁夫「マスメディアと政治」『レヴァイアサン』木鐸社、1990 年、第 7 号、20～22 項。

竹内俊郎「マスメディアと世論」『レヴァイアサン』木鐸社、1990 年、第 7 号、90～91 項。

竹下俊郎『メディアの議題設定機能―マスコミ効果研究における理論と実証』学文社、1998 年。

野中広務『老兵は死なず 野中広務 全回顧録』文藝春秋、2003 年。

久江雅彦『9.11 と日本外交』講談社、2002 年。

山本草二『国際法（新判）』有斐閣、1994 年。

〈新聞〉

朝日新聞 平成 13 年 9 月 20 日～11 月 21 日

産経新聞 平成 13 年 9 月 20 日～11 月 21 日

毎日新聞 平成 13 年 9 月 20 日～11 月 21 日

読売新聞 平成 13 年 9 月 20 日～11 月 21 日及び平成 12 年 5 月 3 日

〈国会議事録〉

第 103 国会参議院決算委員会第 1 号（昭和 60 年 10 月 22 日）議事録

第 153 国会参議院予算委員会第 5 号（平成 13 年 11 月 14 日）議事録

第 153 国会衆議院本会議第 2 号（平成 13 年 10 月 1 日）議事録

第 153 国会衆議院本会議第 5 号（平成 13 年 10 月 10 日）議事録

第 153 国会衆議院本会議第 15 号（平成 13 年 11 月 9 日）議事録

第 153 国会衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会第 4 号（平成 13 年 10 月 12 日）議事録

既刊「総合政策学ワーキングペーパー」一覧*

番号	著者	論文タイトル	刊行年月
1	小島朋之 岡部光明	総合政策学とは何か	2003年11月
2	Michio Umegaki	Human Security: Some Conceptual Issues for Policy Research	November 2003
3	藤井多希子 大江守之	東京圏郊外における高齢化と世代交代 —高齢者の安定居住に関する基礎的研究—	2003年11月
4	森平爽一郎	イベントリスクに対するデリバティブズ契約	2003年11月
5	香川敏幸 市川 顕	自然災害と地方政府のガバナンス ～1997年オーデル川大洪水の事例～	2003年12月
6	巖 網林 松崎 彩 嶋原美可子	地域エコシステムのマッピングとエコシステム サービスの評価 —地域環境ガバナンスのための GIS ツールの適用—	2003年12月
7	早見 均 和気洋子 吉岡完治 小島朋之	瀋陽市康平県における CDM (クリーン・デベロ プメント・メカニズム) の可能性と実践: ヒュー マンセキュリティに向けた日中政策協調の試み	2003年12月
8	白井早由里	欧州の通貨統合と金融・財政政策の収斂 —ヒューマンセキュリティと政策対応—	2003年12月
9	岡部光明	金融市場の世界的統合と政策運営 —総合政策学の視点から—	2003年12月
10	駒井正晶	PFI 事業の事業者選定における価格と質の評価方 法への総合政策学的接近	2003年12月
11	小暮厚之	生命表とノンパラメトリック回帰分析 —我が国生保標準生命表における補整の考察—	2004年1月
12	Lynn Thiesmeyer	Human Insecurity and Development Policy in Asia: Land, Food, Work and HIV in Rural Communities in Thailand	January 2004
13	中野 諭 鄭 雨宗 王 雪萍	北東アジアにおけるヒューマンセキュリティを めぐる多国間政策協調の試み: 日中韓三国間の CDM プロジェクトの可能性	2004年1月

* 各ワーキングペーパーは、当 COE プログラムのウェブサイトに掲載されており、そこから PDF 形式で全文ダウンロード可能である (但し一部の例外を除く)。ワーキングペーパー冊子版の入手を希望される場合は、電子メールで当プログラムに連絡されたい (coe2-sec@sfc.keio.ac.jp)。また当プログラムに様々なかたちで関係する研究者は、その研究成果を積極的に投稿されんことを期待する (原稿ファイルの送信先: coe2-wp@sfc.keio.ac.jp)。なお、論文の執筆ならびに投稿の要領は、当プログラムのウェブサイトに掲載されている。
当プログラムのウェブサイト <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>>

14	吉岡完治 小島朋之 中野 諭 早見 均 桜本 光 和氣洋子	瀋陽市康平県における植林活動の実践： ヒューマンセキュリティの日中政策協調	2004年2月
15	Yoshika Sekine, Zhi-Ming YANG and Xue-Ping WANG	Air Quality Watch in Inland China for Human Security	February 2004
16	Patcharawalai Wongboonsin	Human Security and Transnational Migration: The Case in Thailand	February 2004
17	Mitsuaki Okabe	The Financial System and Corporate Governance in Japan	February 2004
18	Isao Yanagimachi	Chaebol Reform and Corporate Governance in Korea	February 2004
19	小川美香子 梅嶋真樹 國領二郎	コンシューマー・エンパワーメント技術 としての RFID —日本におけるその展開—	2004年2月
20	林 幹人 國領二郎	オープンソース・ソフトウェアの開発メカニズム —基幹技術開示によるヒューマンセキュリティー—	2004年2月
21	杉原 亨 國領二郎	学生能力を可視化させる新しい指標開発 —経過報告—	2004年2月
22	秋山美紀	診療情報の電子化、情報共有と個人情報保護に ついての考察—ヒューマンセキュリティを実現 する制度設計に向けて—	2004年3月
23	飯盛義徳	地域活性化におけるエージェントの役割 —B2B システムによる関係仲介とヒューマン セキュリティー—	2004年3月
24	山本悠介 中野 諭 小島朋之 吉岡完治	太陽光発電のユーザーコストと CO ₂ 削減効果： 大学におけるヒューマンセキュリティへの具体的 取組みに向けて	2004年3月
25	Jae Edmonds	Implications of a Technology Strategy to Address Climate Change for the Evolution of Global Trade and Investment	March 2004
26	Bernd Meyerab Christian Lutza Marc Ingo Woltera	Economic Growth of the EU and Asia. A First Forecast with the Global Econometric Model GINFORS	March 2004
27	Wei Zhihong	Economic Development and Energy Issues in China	March 2004
28	Yoginder K. Alagh	Common Futures and Politics	March 2004

29	Guifen Pei Sayuri Shirai	China's Financial Industry and Asset Management Companies—Problems and Challenges—	April 2004
30	Kinnosuke Yagi	Decentralization in Japan	April 2004
31	Sayuri Shirai	An Overview of the Growing Local Government Fiscal Problems in Japan	April 2004
32	Sayuri Shirai	The Role of the Local Allocation Tax and Reform Agenda in Japan—Implication to Developing Countries—	April 2004
33	山本 聡 白井早由里	経済安定の基盤としての地方自治体の財源問題—地方交付税のフライペーパー効果とその実証分析—	2004年4月
34	岡部光明 藤井 恵	日本企業のガバナンス構造と経営効率性—実証研究—	2004年4月
35	須子善彦 國領二郎 村井 純	知人関係を用いたプライバシ保護型マッチングシステムの研究	2004年4月
36	渡部厚志	「移動の村」での生活史：「人間の安全」としての移動研究試論	2004年4月
37	巖 網林	自然資本の運用による環境保全と社会発展のためのフレームワークの構築—チンハイ・チベット高原を事例として—	2004年4月
38	榊原清則	知的メンテナンス・システムの構築をめざすアメリカの産学官連携プロジェクト	2004年5月
39	白井早由里 唐 成	中国の人民元の切り上げについて—切り上げ効果の検証と政策提言—	2004年5月
40	草野 厚 岡本岳大	対中国 ODA に関するメディア報道の分析—新聞報道の比較を中心に—	2004年5月
41	草野 厚 近藤 匡	政策決定過程におけるマスメディアの機能—イージス艦派遣をめぐる議論における新聞報道の影響—	2004年5月
42	草野 厚 古川園智樹 水谷玲子	視聴率の代替可能性—メディア検証機構に焦点を当てて—	2004年5月
43	中川祥子	「信頼の提供」に基づいた NPO と行政のパートナーシップ・モデルの提示	2004年5月
44	安西祐一郎	ヒューマンセキュリティへの総合政策学アプローチ	2004年5月

「総合政策学ワーキングペーパー」投稿要領

2004年6月21日改訂

1. (シリーズの目的) 当ワーキングペーパーシリーズは、文部科学省21世紀COEプログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点——ヒューマンセキュリティの基盤的研究を通して」の趣旨に沿って行われた研究成果をタイミングよく一般に公開するとともに、それに対して幅広くコメントを求め、議論を深めていくことにあります。このため編集委員会は、同プログラム事業推進担当者30名(以下COE推進メンバーという。当COEウェブページに氏名を掲載)またはその共同研究者等(下記の4を参照)による積極的な投稿を期待しています。なお、主として研究論文を集録する当シリーズとは別に、専ら研究資料を集録するために「総合政策学研究資料シリーズ(Research material series)」を2004年6月に新たに創設しました。当COEの研究領域や研究内容等はウェブページ(本稿末尾)をご参照ください。

2. (集録論文の性格) シリーズに集録する論文は、原則として日本語、英語、または中国語で書かれた論文とします。集録対象は、未発表論文だけでなく、学会報告済み論文、投稿予定論文、研究の中間報告的な論文、当COE主催ワークショップ等における報告論文、シリーズの趣旨に合致する既発表論文(リプリント)など、様々な段階のものを想定していますが、性格的には原則として研究論文といえるものとします。集録論文のテーマは比較的広く設定しますが、上記趣旨に鑑み、原則として総合政策学ないしその方法論、あるいはヒューマンセキュリティに関連するものとします。このため、論文主題、論文副題、あるいは論文概要のいずれかにおいて原則として「総合政策学」または「ヒューマンセキュリティ」という用語のいずれか(または両方)が入っていることを当シリーズ採録の条件とします。

3. (投稿の方法) 投稿は、論文の文書ファイル(図表等が含まれる場合はそれらも含めて一つのファイルにしたもの)を電子メールによって下記にあてて送信してください。文書ファイルは、原則としてMS-WordまたはLaTeXで書かれたものとします。後者による場合には、既刊ワーキングペーパーの様式に準じて作成していただき、そのまま印刷できる様式のもの(camera-ready manuscript)をご提出ください。なお、投稿の締切り期限は特に設けず、随時受け付けます。

4. (投稿資格) 当COE推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員は直接投稿できるものとしますが、それ以外の共同研究者あるいは当COEリサーチアシスタント等は必ず当COE推進メンバーを経由して投稿してください。この場合、経由者となるCOE推進メンバーは、論文の内容や形式等を十分に点検するとともに必要な修正を行い、責任が持てる論文にしたうえで提出してください。投稿論文は共同研究者として修士課程学生や学部学生を含む共著論文であってもかまいません(ただし学部学生は第一著者にはなれません)。いずれの場合でも、投稿論文の著者(複数著者の場合はそのうち少なくとも1名)は博士課程在籍中の学生またはそれ以上の研究歴を持つ研究者(当COE推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員はこれに含まれる)であることを条件とします。

5. (論文査読の有無) シリーズの趣旨に鑑み、一般の学術専門誌のような論文査読は行わず、できるだけ幅広く集録してゆく方針です。ただし、シリーズの趣旨に合致する論文とはいいがたいと編集委員会が判断する場合には、編集委員会は、1)当該論文の採録を見送る、2)掲載するうえで必要な改訂(体裁その他の点)を著者をお願いする、3)当シリーズではなく「総合政策学研究資料シリーズ」への採録に回す、などの対応をとることがあります。編集委員会が投稿原稿を受理した場合、通常10日以内に必要な改訂の有無を執筆者に電子メールで直接ご連絡します。なお、集録が決定した場合、鮮明な印刷原紙作成のために図表等の原データ(例えばPhotoshop EPSなど)の提出をお願いする場合があります。

6. (投稿料・原稿執筆料) 投稿料は不要です。一方、原稿執筆料は支払われません。集録論文の著者には当

該ワーキングペーパーを原則として40部進呈いたします（それ以上の場合も十分対応できますので申し出て下さい）。

7. (著作権) ワーキングペーパーの著作権は、当該論文の執筆者に帰属します。

8. (公開方法) 本シリーズに含まれる論文は、編集委員会が統一的な様式に変換したうえで冊子体に印刷して公開します（既刊論文をご参照。なお提出原稿にカラー図表等が含まれていても構いませんが、それらは冊子印刷に際しては全てモノクロとなります）。またウェブ上においても、原則としてすべての論文をPDFファイル形式でダウンロード可能な状態で掲載し、公開します。

9. (原稿執筆要領) 提出原稿の作成にあたっては、次の点に留意してください。

1) A4判、横書き、各ページ1列組み（2列組みは不可）。

2) 活字サイズは、日本語または中国語の場合10.5～11ポイント、英語の場合11～12ポイントとする。1ページあたりの分量は、日本語または中国語の場合1ページ40字30行、英語の場合1ページ30行をそれぞれ目安とする。（これら3つの言語以外の言語による場合は適宜読み替える。以下同様）

3) タイトルページ（1枚目）には、論題、著者名、著者の所属と肩書き（大学院生には修士課程在学中か博士課程在学中かを明記のこと）、著者の電子メールアドレスのほか、必要に応じて論文の性格（学会発表の経緯など）や謝辞を記載。「COEの研究成果である」といえる場合には必ずその旨を記載する。なお、日本語論文の場合は、論題（メインタイトルおよびサブタイトル）ならびに著者名の英語表示もページ下方に適宜記載する（当該論文には印刷しないが、英文ワーキングペーパー末尾に付ける既刊一覧表で必要となるため）。

4) その次のページ（2枚目）には、論題、著者名、概要、キーワード（4-6つ程度）を記載。概要は必須とし、一つの段落で記載する。その長さは7-12行（日本語論文または中国語論文の場合は250字-400字程度、英文論文の場合は150語程度）を目安とし、単に論文の構成を記述するのではなく分析手法や主な結論など内容面での要約も必ず記述する。なお、中国語論文の場合の概要は、中国語に加え、英語または日本語でも付けること。

5) 本文は、その次のページ（3枚目）から始める。

6) タイトルページを第1ページとし、論文全体に通しページ（下方中央）を付ける。

7) 注は、論文全体として通し番号をつけ、該当ページの下方に記載する（論文の最後にまとめて記載するのではなく）。

8) 図と表は区別し、それぞれ必ずタイトルをつける。またそれぞれ通し番号をつける。それぞれの挿入箇所を明示する（図表自体は論文末尾に一括添付する）か、あるいは本文中に直接はめ込むか、いずれでもよい。

9) 引用文献は、本文の最後にまとめて記載する。その場合、日本語文献、外国語文献の順。日本語文献は「あいうえお」順、外国語文献は「アルファベット」順。

10) 文献リストには、引用した文献のみを記載し、引用しなかった文献は記載しない。

11) 論文の長さは、特に制約を設けないが、研究論文として最も一般的な長さと考えられるもの（本文が15-30ページ程度）を目安とする。

10. (投稿要領の改訂) 投稿要領の最新時点のものは、随時、当COEのウェブページに掲載します。

論文の投稿先： coe2-wp@sfc.keio.ac.jp

論文冊子の入手その他： coe2-sec@sfc.keio.ac.jp

論文のPDF版（COEウェブページ）：<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>

ワーキングペーパーシリーズ編集委員： 岡部光明（編集幹事）、梅垣理郎、駒井正晶